

無線設備規則の一部を改正する省令案要綱

第一 改正内容

- 一 二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う無線局の無線設備の技術的条件を定めること。  
(第十四条、第二十四条、第四十九条の三十一、別表第一号、別表第二号及び別表第三号関係)
- 二 その他規定の整備をすること。

第二 施行期日

この省令は、公布の日から施行すること。